

平成 2 0 年度
事業計画書

社会福祉法人

横芝光町社会福祉協議会

平成 20 年度事業計画

1 . 基本方針

地方分権が進み、市町村合併が進展する中で、社会福祉協議会の存在意義と社会的な役割が問われる時代となっています。

横芝光町社会福祉協議会も合併し 3 年目を迎え、複雑・多様化する福祉ニーズに対応するため、それぞれの地域に於いて積み重ねてきた福祉活動を継承しながら社会福祉協議会の使命である地域福祉の推進役として、各地区社会福祉協議会の更なる充実と併せ、町や関係機関・各種団体等との連携強化を図りながら、町民の視点に立ったきめ細かな地域福祉活動を展開してまいります。

また、障害者自立支援法による施策の実施を始め、介護保険制度や障害者福祉施策の見直しなどで、福祉行政は大きく変化しています。全ての人々が地域において自立し安心して生活を送ることができ「横芝光町に住んで良かった」と実感できる福祉社会を目指して、より一層、質の高い福祉サービスに努めてまいります。更に地域に於いて、町民一人ひとりが、お互いに心を通わせながら思いやりの心をもって支え合い、助け合うことのできる地域づくりを形成するため、次の重点施策を掲げ事業を展開してまいります。

2 . 重点施策

- (1) 経営基盤、組織の強化・充実
- (2) 広報啓発の充実
- (3) 地区社会福祉協議会の充実強化
- (4) お互いが支え合うまちづくり、ボランティア活動の推進
- (5) 地域活動支援センターの効率的運営
- (6) 日常生活支援事業の推進
- (7) 介護保険事業の新制度への積極的対応

【法人運営事業】

役員体制の充実

1. 役員会等の開催

必要に応じ、理事会、監事会、評議員会、各種委員会を開催する。

2. 研修会への参加等

役員等の研修機会の提供、職員の研修会への参加により経営基盤並びに組織強化充実を図る。

財政基盤の強化

・ 社協会員募集

町内各世帯を一般会員、社会福祉施設、福祉団体などの社会福祉協議会構成員団体等を特別会員、会社・事業所等、本会の趣旨に賛同するものを賛助会員として、会費を募り財政基盤の安定強化に努める。

行政・団体等との連携

・ 関係機関・団体等との協働体制の推進

社会福祉行政機関や社会福祉施設、福祉サービス事業者、地区社協等の住民組織、ボランティア、NPOなどの社会福祉に関する活動を行う団体と協働して地域福祉の推進に当たることができるように連携を深める。

【広報啓発事業】

住民の福祉への理解促進

1. 社協広報紙の発行

社協広報紙よこしばひかりを年3回発行し、社会福祉協議会に対する認識を深める。

2. ホームページの有効活用

平成20年度に立ち上げるホームページを活用し、社会福祉協議会の活動状況をリアルタイムで掲載し社協に対する理解を深める。

また、視覚障害者をはじめ身体に障害を持つ人のために「声の広報」のページを開設しホームページのバリアフリー化を推進する。

3．福祉のまちづくり標語・作文・ポスター募集

福祉教育の一環として、児童・生徒から標語・作文・ポスターを募集し福祉意識の高揚を図る。

4．福祉のつどいの開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに福祉意識の高揚を図る。

【地域福祉活動の推進】

地区社協活動の推進

- ・ 地域福祉の中核となる、大総・横芝（分会を含む）・上堺・日吉・南条・東陽・白浜の各地区社協に対し、情報提供を積極的に行うと共に必要な事務の協力や相談を行い、その活動を支援する。

ボランティアの育成及び同連絡協議会活動支援

- ・ ボランティア保険の加入やボランティア活動の紹介をし、住民がボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを行い、個人ボランティアの育成やボランティア連絡協議会などボランティア団体の活動支援を行う。
- ・ ボランティア連絡協議会を核とした、個人・グループボランティアへの相談援助、情報提供、研修の提供を行う。
- ・ ボランティアコーディネーターを養成するため、必要な措置を講ずる。

相談事業

- ・ 住民の日常生活での悩み事の相談に積極的に応じ、個々の問題解決を図り、または関係機関への連絡斡旋を行うと共に適切な助言と援助指導を行い、住民の福祉の増進を図る。

【一般相談】（心配ごと相談）

開催日	毎月第2週及び第4週の火曜日
時間	午後1時30分～午後4時
場所	第2週 文化会館 第4週 町民会館

【法律相談】(弁護士相談)

開催日	毎月第1週及び第3週の火曜日
時間	午後1時30分～午後4時
場所	第1週 文化会館 第3週 町民会館

福祉教育の実施

- ・ 児童・生徒を対象に福祉施設見学や福祉体験などを行い、福祉の心・自主的にボランティア活動に取り組む実践力を育むための福祉教育を推進する。

会長杯ゲートボール大会の開催

- ・ 老人クラブ連合会、ゲートボール協会との共催により、高齢者の親睦と健康増進を目的に開催する。

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動

・ 募金活動の推進

町内各世帯及び法人・事業所に赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金を募る。

・ 歳末たすけあい該当者世帯援護

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、見舞金などを支給する。

・ 応急援護

災害救助法の適用に該当しない程度の災害・風水害・地震・その他の自然災害による被災者または、町を通過する旅行者で早急に援護を必要とする者を救済する。

・ 小川基金による見舞金支給

(故)小川一朗氏よりいただいた浄財を低所得世帯援助金として配分する。

子どもの遊び場遊具の維持管理

大総地区1箇所(於幾)・横芝地区3箇所(本町・古川・鳥喰新田)の遊具の点検を行い、必要最小限の補修などを行い、現状を維持し危険防止に努める。

【福祉サービス利用支援】

地域福祉権利擁護事業

- ・ 福祉サービス利用援助、相談受付

在宅の高齢者や障害者に、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービス、弁護士や社会福祉士等の紹介サービスなどの申請手続きや相談を行う。

【対象者】 在宅で生活している高齢者や障害者で、利用に必要な契約内容を説明すれば理解できる方。

貸付事業

1. 生活福祉資金・高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金（老障資金）貸付申請受付

県社協で行う生活福祉資金、老障資金貸付制度の利用相談、申請受付を行う。

2. 町福祉資金貸付

低所得世帯に対して資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に相談や貸付を行う。

3. 高額療養費及び高額介護サービス費貸付

低所得者の被保険者等が高額の療養費の支払が困難なとき、資金の貸付を行うことにより、その者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に相談や貸付を行う。

【高齢者及び障害者日常生活支援事業】

日常生活支援事業

1. ふとん乾燥・丸洗いサービス

日常生活に支障のある高齢者、または身体障害者（児）の寝具の定期的な乾燥サービスを行うことにより、保健衛生の向上と健康の保持増進を図る。

【内 容】 丸洗い 年 1 回以内
 乾燥消毒 月 1 回以内

【対象者】 ・ 65歳以上の高齢者で、要介護3以上でほぼ寝たきり

状態の者

- ・独居及び高齢者世帯で、日常生活に支障のある者
- ・重度（１・２級）身体障害者の認定を受けていてほぼ寝たきり状態の者

２．配食サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、お弁当を届けることにより、食生活の改善及び健康増進を図ると共に安否確認を行い、福祉の増進を図る。

【サービス回数】 一人 毎週１回

３．紙おむつ支給サービス

在宅で高齢者、または知的障害者（児）身体障害者（児）を介護している家族に紙おむつを支給することにより、介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ると共に、要介護者の在宅生活の継続・向上を図る。

【支給枚数】 １月あたり６０枚

【対象者】 要介護１以上の者または心身障害者（児）でおむつを必要とする者

４．福祉カーの貸付

町内在住の高齢者、または心身障害者（児）等に対し、社会参加促進と福祉の向上を図るために設置したリフト付ワゴン車を利用対象者に貸し出す。

５．外出支援サービス

家庭において移送することが困難な高齢者及び身体障害者等に対して、外出支援用車両を使用する送迎サービスを提供し、医療機関への通院や社会参加への外出等を支援することで、外出に伴う家庭の負担を軽減し、もって福祉の向上に努める。

６．日常生活用具貸付

在宅の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者、または在宅の身体障害者（児）等に対し、日常生活用具を貸し付けることにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資する。

【貸出品目】 車イス

【対象者】 一時的に貸出を必要とする者

7. 自立支援事業（ヘルパー派遣事業）

介護保険で自立と判断された方や援助を必要としている家庭に対してホームヘルパーを派遣し生活援助及び身体介護等を行うことにより、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。

8. 障害者自立支援事業

障害者自立支援制度のうち、居宅介護事業としてホームヘルパーを派遣する。

高齢者支援事業

福寿会（デイサービス）

ひとり暮らし高齢者を招待し、孤独感の解消と健康管理を行う。

【開催回数】 毎月1回

【内 容】 食事サービス・レクリエーション・健康相談など

障害者支援事業

1. 地域活動支援センター（旧福祉作業所）管理運営事業

心身に障害があり雇用されることが困難な15歳以上の者で、通所できる者に対し、設備を提供して仕事を与えるとともに生活指導を併せて行い、自立を助ける。

【対象者】 在宅の心身障害者で、介護を要せず福祉作業所に通所可能な15歳以上の者

【内 容】 製品の仕上げ、生活指導、レクリエーションへの参加

2. 声の広報サービス

ボランティアにより、町広報紙などをカセットテープに録音し、目の不自由な方や高齢者に届ける。

【団体活動支援事業】

福祉団体活動の推進

・老人クラブ等福祉団体活動支援

単位老人クラブ活動を推進するため老人クラブ連合会事務局として、

同連合会事業の実施及び援助を行う。

- ・ 各種団体への助成金交付

日本赤十字社町分区事業の推進

- ・ 日本赤十字社社員募集（社資募集）
- ・ 赤十字奉仕団の育成

遺族会事業協力

- ・ 靖国神社参拝協力

本年度は、靖国神社参拝の年となることから町内在住の遺族を対象に参拝者を募集し靖国神社参拝を実施する。

【介護保険事業（公益事業）】

1．居宅介護支援事業

要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な援助計画を提供するとともに、総合的なサービスの充実を図る。

2．訪問介護事業

介護等を必要としている家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助及び身体介護等を行うことにより、要介護者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助する。